

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

奨学金の返還支援による若者の県内定着促進

2 地域再生計画の作成主体の名称

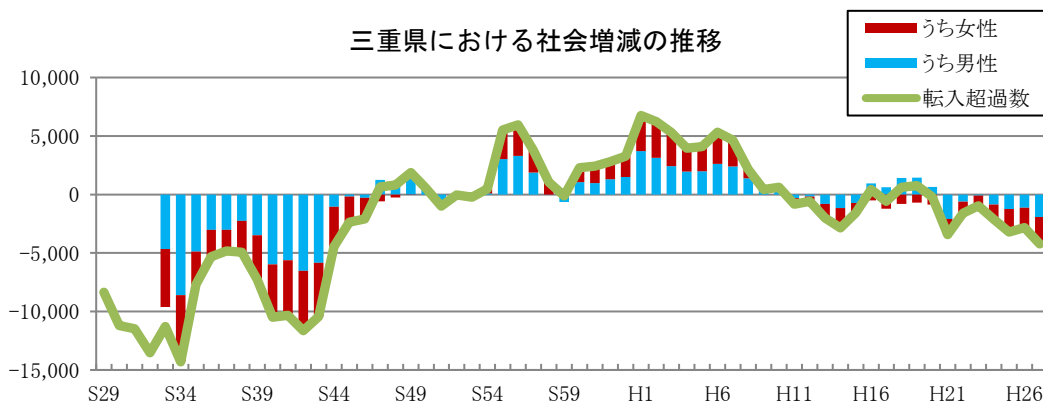
三重県

3 地域再生計画の区域

三重県の区域の一部（三重県規則第六十八号「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則」で指定する地域）

4 地域再生計画の目標

本県では、平成 11 年以降、転出超過傾向が続いている。特に、ここ 3 年は、転出超過数が拡大しており、平成 27 年の転出超過数は約 4,200 人となっている。こうした人口の社会減の状況を地域別に見ると、本計画の区域である条件不利地域での減少が顕著となっている。



これらの大きな要因としては、大学等進学時と就職時の流出が挙げられる。この状況を打開するため、県内の条件不利地域（*1）への居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内定着を促進する。

なお、目標項目は、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業における、①支援対象認定者数、②指定地域に居住した者の数とし、以下のとおり数値目標を設定する。

事業	地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	年月
K P I	① 支援対象認定者数 ② ①のうち、条件を満たし、指定地域に居住した者の数	
申請時	① 0人 ② 0人	
初年度	① 20人 ② 0人	① 平成29年3月
2年目	① 20人 ② 20人	① 平成30年3月 ② 平成30年4月
3年目	① 20人 ② 20人	① 平成31年3月 ② 平成31年4月
4年目	① 20人 ② 20人	① 平成32年3月 ② 平成32年4月
5年目	① 0人 ② 20人	② 平成33年4月

*1) 条件不利地域

三重県規則第68号「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則」で指定する地域で、具体的には以下の地域を指す。

- ・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- ・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する地域
- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた山村
- ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する地域
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項（同法第32条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第33条第2項の規定に

- より過疎地域とみなされる区域
- ・三重県準過疎地域自立促進要綱（平成 28 年三重県告示第 487 号）第 2 条（第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第 7 条第 2 項の規定により準過疎地域とみなされる区域

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

三重県内の条件不利地域（*1）への居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内定着を促進する。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

（1）事業名：地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業

（2）事業区分：移住・定住促進

（3）事業の目的・内容

（目的）

本県では、平成 11 年以降、転出超過傾向が続いている。特に、ここ 3 年は、転出超過数が拡大しており、平成 27 年の転出超過数は約 4,200 人となっている。こうした人口の社会減の状況を地域別に見ると、本計画の区域である条件不利地域での減少が顕著となっている。

これらの大きな要因としては、大学等進学時と就職時の流出が挙げられる。この状況を打開するため、県内の条件不利地域への居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内定着を促進する。

（事業の内容）

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金を設置し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校生、専修学校（専門課程）の最終学年の前年度以上の学生）を卒業した者に対して、在学中に貸与を受けた奨学金総額の 1/4、100 万円を上限に助成を行う。助成金は、大学等卒業後、県が規則で指定する条件不利地域に 4 年間居住した場合に支給総額の 1/3 を交付し、8 年間居住した場合に残額を交付する。

(各年度の事業内容)

初年度) 支援対象者を募集、審査委員会での審査、決定。対象者の人数と金額に応じて基金造成。

2年目) 支援対象者を募集、審査委員会での審査、決定。対象者の人数と金額に応じて基金造成。

3年目) 支援対象者を募集、審査委員会での審査、決定。対象者の人数と金額に応じて基金造成。

4年目) 支援対象者を募集、審査委員会での審査、決定。対象者の人数と金額に応じて基金造成。

(4) 地方版総合戦略における位置づけ

本事業は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年3月改訂版)」の社会減対策(基本目標:「学びたい」「働きたい」「暮らし(続け)たい」という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重、数値目標:県外への転出超過数(3,000人)を、毎年280人改善し、5年後には転出超過数を1,600人まで改善)のライフシーン1「学ぶ」の取組方向13「若者の県内定着の促進」に位置づけられている。

本事業は、U・Iターンの促進、県外(指定地域外)への流出抑制を目的としており、総合戦略の数値目標達成の一部を担っている。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))

事業	地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業	年月
KPI	① 支援対象認定者数 ② ①のうち、条件を満たし、指定地域に居住した者の数	
申請時	① 0人 ② 0人	
初年度	① 20人 ② 0人	① 平成29年3月
2年目	① 20人 ② 20人	① 平成30年3月 ② 平成30年4月
3年目	① 20人 ② 20人	① 平成31年3月 ② 平成31年4月
4年目	① 20人 ② 20人	① 平成32年3月 ② 平成32年4月
5年目	① 0人 ② 20人	② 平成33年4月

(6) 事業費

(単位：千円)

学生奨学金返還支援事業	年度	H28	H29	H30	H31	計
	事業費計	14,080	14,080	14,080	14,080	56,320
基金造成	積立金	14,080	14,080	14,080	14,080	56,320

※事業費の 14,080 千円は、当該年度に 20 人の助成を行った場合に必要額を仮に積算したもの（実際の積立金の金額は、今後、支援対象者が決定し、実際に当該支援対象者の助成に必要な金額の合計額を、計画的に積み立てる。）

(7) 寄附の見込額

年度	H28	H29	H30	H31	計
業種	製造業	製造業	製造業	製造業	
寄附額計（千円）	200	200	200	200	800

(8) 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

（評価の手法）

審査委員会委員（外部委員を含む）と同じメンバーで構成する検証会議を開催し、効果検証を行い、次年度の応募要件等の見直しや改善を行う。

（評価の時期）

毎年度 6 月に開催する検証会議で応募要件、募集及び審査方法等の検証を行い、次年度の取組方針を決定する。

（公表の方法）

目標の達成状況については、検証後速やかに県のホームページにおいて公表する。

(9) 事業期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月

※上記期間は、支援対象者の新規認定を行う期間であり、初年度の公募開始から最終の支出完了までの期間としては、地域再生計画認定の日から平成 42 年 3 月となる見込みである。

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

審査委員会委員（外部委員を含む）と同じメンバーで構成する検証会議を開催し、効果検証を行い、次年度の応募要件等の見直しや改善を行う。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

毎年度6月に開催する検証会議で応募要件、募集及び審査方法等の検証を行い、次年度の取組方針を決定する。

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに県のホームページにおいて公表する。